

船舶事故調査報告書

平成21年11月19日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲也
 委員 根本 美奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成21年2月7日 07時10分ごろ
発生場所	秋田県にかほ市金浦漁港北北西方沖 金浦港灯台から真方位336° 9.6海里付近 （概位 北緯39° 24.2′ 東経139° 49.6′）
事故調査の経過	平成21年2月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか2人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{かいえい} 海栄丸、19トン AT2-1036（漁船登録番号）、個人所有 16.88m(Lr)×4.38m×1.96m、FRP ディーゼル機関、404kW、昭和52年8月10日
乗組員等に関する情報	船長 男性 65歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年9月11日 免許証交付日 平成17年7月28日 （平成23年3月30日まで有効） 甲板員A 男性 34歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成19年8月17日 免許証交付日 平成19年8月17日 （平成24年8月16日まで有効）
死傷者等	負傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、平成21年2月7日06時00分ごろ、船長及び甲板員Aほか2人が乗り組み、掛け回し沖合底びき網漁の目的で、金浦漁港を出港し、同港北北西方沖の漁場において、当日1回目の投網を行った。 07時05分ごろ、甲板員Aは、船尾甲板で右舷巻き揚げウインチのドラム（以下「右ドラム」という。）のえい網用の索（以下「本綱」という。）を、左舷巻き揚げウインチのドラム（以下「左ドラム」という。）に移し換えるための作業を、船長及び他の乗組員は、右舷側で樽の回収作業を、それぞれ開始した。 甲板員Aは、右ドラムの本綱（以下「右本綱」という。）をストッパーで係止し、右本綱のドラム側につないだ直径約20mm、長さ約10mの樽綱をたるませ、右舷側を向いたまま、後ろ手に左舷方向に投げた。

	<p>その後、甲板員Aは、左舷船尾に取り付けた金属枠に樽綱を通して左ドラムにつなぎ、ウインチレバーを巻き込み側に操作して回転数毎分約30で巻き込みを開始し、他の乗組員にストッパーを外させた。</p> <p>甲板員Aは、左ドラムと金属枠の間に移動し、足下の樽綱の状態を確認せず、左舷側を向き、右本綱と樽綱のつなぎ部分が外れないよう樽綱のたるみをさばいていたところ、輪になった樽綱が右足に巻き付いてきたのに気づき、2回ほど足を振ったが外れず、更に右足首に絡まって締付けられ、そのまま左ドラム側の上方に引っぱられ、07時10分ごろ転倒した。</p> <p>船長と他の乗組員の1人は、叫び声で甲板員Aの転倒に気づき、ほぼ同時に左ドラムのウインチを停止した。</p> <p>船長は直ちに操業を中止して金浦漁港に帰港し、甲板員Aは家族の車で漁港から近くの消防署に行き、そこから救急車で病院に搬送された。</p> <p>甲板員Aは、右足関節外果骨折及び右踵部挫創と診断された。</p>		
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：うねり なし、波高 1m以下</p>		
<p>その他の事項</p>	<p>通常、本船の一連の投網作業は、樽に右本綱をつないで投下し、時計回りに旋回しながら航行して、右本綱、右本綱に一端をつないだ漁網、漁網のもう一端につないだ左ドラムの本綱の順に繰り出し、樽を投下した場所に戻って右舷側から樽を回収し、右本綱を右ドラムに巻き込むという手順で行われていた。</p> <p>この手順では、常に右本綱から繰り出すことから、操業を繰り返すうち、次第に漁具によりが入るため、操業日毎に左右の本綱が入れ替わるよう、その日1回目の投網時に右ドラムの本綱を左ドラムに移し換える作業を行っており、事故当時、本船は、当日1回目の投網時であったので、最初に左ドラムの本綱を繰り出し、最後に繰り出した右本綱の端を、左舷ドラムに移し換える作業を行っていた。</p>		
<p>分析</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="515 1279 815 1413"> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p> </td> <td data-bbox="815 1279 1457 2047"> <p>あり なし なし</p> <p>甲板員Aは、樽綱に右足を巻き込まれて転倒し、負傷したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、作業中、樽綱がたるんで輪状になった部分の中に、右足が入っていたものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、作業前に足下を確認しなかったため、樽綱がたるんで輪状になった部分の中に、右足が入っていることに気付かなかったものと考えられる。</p> <p>甲板員Aが、樽綱を後ろ手に左舷方向に投げたときに樽綱にたるみが生じ、樽綱が輪状になった部分ができていたものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、輪になった樽綱に右足を巻き付けられたことに気付いたとき、大声を出すなどして他の乗組員にウインチの停止を依頼していれば、</p> </td> </tr> </table>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>甲板員Aは、樽綱に右足を巻き込まれて転倒し、負傷したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、作業中、樽綱がたるんで輪状になった部分の中に、右足が入っていたものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、作業前に足下を確認しなかったため、樽綱がたるんで輪状になった部分の中に、右足が入っていることに気付かなかったものと考えられる。</p> <p>甲板員Aが、樽綱を後ろ手に左舷方向に投げたときに樽綱にたるみが生じ、樽綱が輪状になった部分ができていたものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、輪になった樽綱に右足を巻き付けられたことに気付いたとき、大声を出すなどして他の乗組員にウインチの停止を依頼していれば、</p>
<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>甲板員Aは、樽綱に右足を巻き込まれて転倒し、負傷したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、作業中、樽綱がたるんで輪状になった部分の中に、右足が入っていたものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、作業前に足下を確認しなかったため、樽綱がたるんで輪状になった部分の中に、右足が入っていることに気付かなかったものと考えられる。</p> <p>甲板員Aが、樽綱を後ろ手に左舷方向に投げたときに樽綱にたるみが生じ、樽綱が輪状になった部分ができていたものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、輪になった樽綱に右足を巻き付けられたことに気付いたとき、大声を出すなどして他の乗組員にウインチの停止を依頼していれば、</p>		

	本事故を未然に防ぐことができた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が金浦漁港北北西方沖の漁場において操業中、甲板員Aが、甲板上で樽綱がたるんで輪状になった部分の中に、右足が入っていることに気付かなかつたため、同綱に右足を巻き込まれたことにより、発生したものと考えられる。